

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和4(2022)年7月20日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「世界経済フォーラムが国別に男女格差を分析した2022版の報告書を7月に発表した。調査対象の146か国のうち、日本は116位で、G7とアジア・太平洋地域のうち最下位であり、ちょっと残念に思った。「教育」「健康」「経済」「政治」の分野での評価であり、「教育」と「健康」の分野は、ほぼ平等であったが、依然として、「経済」と「政治」の分野は、格差があるという結果だった。男女雇用機会均等法が成立して37年が経過し、女性の社会進出が進められてきたことにより、「教育」と「健康」の分野がほぼ平等になってきていると言えるものの、一方で、まだ十分ではないと考えたときに、女性活躍のメリットをお互いに共通理解していないのではないかと思ったし、これまで男性が担ってきたところに単に女性を配置するだけでは無理が生じるので、全体を見て、もう一度見直しをしなければならないのではないかと思った。例えば、今進めている男性の育児休暇、育児休業、ワークライフバランスなどについて、個々の施策ではなく、女性も含め、誰もが働きやすいものに変えていく必要があるのではないかと思う。今、ダイバーシティだとか、インクルージョンということが大切にされている中で、女性も含めて様々な背景を持つ人たちが、安心して働ける、力を発揮できる組織をつくるのが大切なのではないかと考えたときに、興味深い記事を見つけた。その記事は、長谷川真理子総合研究大学院大学長が書かれたもので、内容は、日本政策投資銀行が出している「今月のトピック」に2016年4月に掲載された「女性の活躍は企業パフォーマンスを向上させる～特許から見たダイバーシティの経済価値への貢献度」という報告書に関するものであった。その報告書については、2016年時点で過去25年間に日本国内で出願・公開された特許のうち、製造業関係のおよそ100万件について、男性のみが考え出した特許と、男女の混成チームが考え出した特許とで、その経済価値を比較してみた結果、素材系にせよ、加工・組立系にせよ、ほぼ全ての業種で、男女混成チームが考えた特許の方が経済的価値が高かったというものである。記事では、「売れる物をつくろうとすれば、買い手のことを考えなければならない。男性だけで発想するよりも、男性と女性が一緒になって、それぞれが思いつくことを混ぜ合わせていった方が、良いものが生まれるということなのだろう。ダイバーシティとかインクルージョンが重要であると言われているが、それは単に個人の尊重という理念の問題だけではなく、多くの人々が満足するものを実際に生み出す機能も備えており、団体の最大幸福の追求に寄与するようだ。」ということ

が書かれていた。是非、県警察においても、様々な部署で女性を活用して、女性の可能性を引き出し、組織の新しい可能性を見い出してほしい。まずは、女性を配置してみて、その効果を、実際に感じてみていただけたらいいのではないか。結果的に、男性、女性ということにこだわらないで、当たり前にも男女混成チームで力を発揮できる組織文化ができれば、より良い組織となり、組織の力がさらに高まるのではないかと思う。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 警察あて苦情の受理・処理状況（令和4年6月末現在）について

警察本部から、「6月中の苦情の受理件数は3件で、内容は、警察官等の言動に関するもの、刑事事件の捜査に関するものであり、受理態様は、電話、来訪であった。また、6月中の処理件数は4件であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「受理から処理までに約5か月を要している案件は、調査に時間がかかったということか。また、驚愕事故の案件は、パトカーを運転していた警察官は、何か特に急いでいたという事情があったのか。」

→本部発言

「受理から処理までに約5か月を要している案件は、取調べに関する非常に重要な事案であり、関係者からの聴取等、詳細な調査を行っており、時間を要したものである。驚愕事故の案件は、漫然と運転してしまったというもので、特に急いでいたという事情はなかった。」

《 委員発言 》

「一時停止したとしても、左方から進行してくる車両を見落としたというのは非常に危険だと思う。一時停止場所で左右を確認するのは当然のことなので、確認を徹底していただきたい。」

→本部発言

「このような事故をなくすよう改めて指導教養を徹底していく。」

《 委員発言 》

「苦情申出者の立場で考えると、警察には、受理から処理までスピーディーに対応してほしいと思うはずである。これまでの苦情対応では、最初の対応が遅かったことで、長引かせてしまうということがあるように感じるので、できるだけスピーディーに対応し処理してほしい。また、警察官の言動に対する苦情についてであるが、多くの方は、警察官の言動に不満を持ったとしても我慢をし、実際に苦情の申出を行うという方は一部だと思う。警察官が、県民の方々に紳士的に丁寧に対応することは基本中の基本であることを理解させるよう、繰り返し指導教養を行っていただきたい。」

→本部発言

「苦情の申出に対しては、できるだけ早く対応できるように留意していく。また、警察官の言動についても、紳士的に丁寧に対応するよう繰り返し指導教養を行っていく。」

【生活安全全部議題】

○ 専決事務処理状況（令和4年4月～6月）について

警察本部から、「風営適正化法関係のうち、専決者を生活安全企画課長とする「営業の許可、遊技機の検定・認定等」の件数が491件で、前年同期から188件増加している。増加の主な理由は、公安委員会の検定を受けた遊技機に関し、検定の有効期間である3年が経過した後も継続して営業所に設置して使用することを希望する営業者が認定申請をしていることによるものであり、第一四半期から増加傾向が継続している。また、専決者を署長等とする風俗営業の変更承認等は1,091件で、前年同期に比べ157件減少している。減少の主な理由は、遊技機の変更承認申請が減少したことである。認定申請が増加したことで、遊技機の新台入替による変更承認申請が減少したものと考えている。警備業法関係のうち、専決者を生活安全企画課長とする「資格者証、合格証明書の交付等」の件数が73件で、前年同期から29件減少している。2月に実施した警備員指導教育責任者講習の修了者による指導教育責任者資格者証の交付申請が前年同期に比べ減少したことなどによるものである。また、専決者を署長とする「変更届、講習・検定申し込みの受理等」の件数が130件で、前年同期から78件減少している。前年同期は、6月に東京オリンピックの聖火リレーが行われ、これに伴う警備のため、他県に拠点を置く警備業者が一時的に本県において業務を行ったことにより、営業所設置の届出や服装の届出等が増加したが、本年はこのような事情がなかったことから減少となった。処理件数は例年並みとなっている。質屋・古物営業法関係のうち、専決者を署長等とする「古物営業の許可等」の件数が242件で、前年同期から32件増加している。主な理由は、古物営業法人による営業所新設の変更届や役員変更に伴う書き換え申請が増加したことによるものと考えている。火取法関係のうち、専決者を署長等とする「運搬届、狩猟用火薬類の譲受・譲渡許可等」の件数が788件で、前年同期から52件減少している。減少の理由は、主に火薬類運搬届が減少したことによるもので、東日本大震災津波、平成28年台風第10号による復興関連工事に使用する業務用火薬の運搬件数が減少したことによるものと考えている。「運搬届、狩猟用火薬類の譲受・譲渡許可等」の申請件数は、第一四半期から減少傾向が継続している。」旨の報告があった。

○ 山岳遭難発生時の早期救助活動等に資する民間企業との連携協定について

警察本部から、「主に登山者の位置情報をGPSで確認できる、スマートフォン用のアプリケーションである「YAMAP（ヤマップ）」を提供・運営している、株式会社ヤマップと協定を結ぶことにより、三つのサービスに関して無償で協力を得て、山岳遭難発生時の遭難者の早期救助に活用しようとするものである。協力を得るサービスの一つ目は、「登山届情報システムの閲覧等」である。「YAMAP」の利用者に関する情報を保管する同社管理のサーバーにアクセスする権限の付与を受け、登山計画等のデータを閲覧、検索することが可能となる。二つ目は、「遭難者位置情報提供依頼」についてである。「YAMAP」の利用者が遭難している可能性を認めた場合、当該利用者の位置情報の提供を依頼し、回答を得ることができる。三つ目は、「捜索隊員トラッキングシステムの利用」である。捜索に従事する隊員の二次遭難を防ぐとともに、効率的な捜索活動に従事することができるよう、隊員の位置情報を現場責任者等がリアルタイムでモニタリングすることが可能となる。連携協定締結式は、7月25日午後1時30分から、盛岡東警察署5階大会議室において実施予定である。連携協定締結式後には、ヤマップ社員からマスメディアに対

して会社概要や連携協定に係るシステム等に関するレクチャーを実施し、その後の質疑応答により内容を補完する予定である。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「今は、多くの登山者が携帯電話を所持して登山していると思うが、携帯電話を所持していれば、現状でも、位置を確認することが可能なのではないか。」

→本部発言

「携帯電話を所持していて、電源が入っている場合には、ある程度の位置を特定することができるが、携帯電話が電池切れの場合には、位置を特定することができない。「YAMAP」は、利用者同士がすれ違ったときに、すれ違った相手の情報を記録し、電波が通じる場所に移動した際に、すれ違った相手の情報を自動的にサーバーに送信する仕組みになっている、例えば、ある人が遭難をしたという際に、その遭難者とすれ違った登山者の方々から自動送信された情報によって、何時何分頃に、どこで遭難者とすれ違ったのかが分かるということである。その情報を基にしていけば、ある程度、遭難者の登山経路や遭難場所が予想できることから、早期救助につながるものと考えている。」

《 委員発言 》

「山ブームで、他県の方々も県内の山に登っている。そのような方々がこういうアプリを持っていれば有効なツールになると思うので、ツールの一つとして利用していけばいいと思う。」

→本部発言

「登山だけではなく、例えば、高齢者の山菜採りや、きのこ採りにおける遭難でも活用できるのではないかと考えている。高齢者の方々にダウンロードしてもらうことにも配慮しながら、活用方法を考えていきたい。」

【交通部議題】

○ 専決事務処理状況（令和4年4月～6月）について

警察本部から、「交通企画課関係のうち、「安全運転管理者等に関する届出受理」は、新規が616件と前年同期比で563件増加している。内訳は4月：258件、5月：192件、6月：166件となっており、第1四半期と同様の傾向が続いている。これは本年4月1日施行の改正道交法施行規則により、安全運転管理者によるアルコールチェックが義務化されたことに伴い、安全運転管理者制度への社会的な注目が高まったこと及び県警察から県内の業界団体へ安全運転管理者制度周知への協力依頼を行ったことが背景にあるものと考えられる。また、交通企画課関係のうち、「緊急自動車・道路維持作業用自動車の指定及び届出」は、緊急自動車の指定及び届出が73件と前年同期比で62件、率にして約563パーセント増加している。これは、高速道路上で使用されるレッカー車の緊急自動車指定に関するもので、本年4月が東日本高速道路株式会社と各レッカー会社との5年ごとの契約更新時期にあたり、契約更新に伴って各レッカー会社から現在使用中のレッカー車について、再度緊急自動車としての指定申請がなされたことによるものである。交通規制課関係のうち、「道路標識・表示の設置」は、第2四半期合計が8件で、前年同期比で-114件となっているが、これは前年同期に三陸沿岸道田野畑道路の供用開始や、高速リニューアル工事による交通規制が実施されていたことによるものである。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「2019年に起きた東池袋自動車暴走死傷事故の後、急激に高齢者の免許の返納が増えたが、残念ながら、その後、コロナ禍になり数字が落ちてしまった。高齢者の免許返納は、前年比1.8パーセント増にとどまっているようだが、各家庭では、やはり高齢の御両親の運転を非常に心配してる家族がたくさんいる。高齢者の事故の比率が高いということは間違いないと思うので、「免許の返納を考えてみませんか」という呼びかけを継続して行っていただきたいと思う。」

→本部発言

「県内では、交番・駐在所でも返納ができる施策を行っているほか、過去3年の間に第一当事者になった「頻回事故高齢者」の方に対する個別指導をしながら、返納も一つの手段であるという指導も行っている。引き続き、免許返納制度の広報等も行っていく。」

○ 令和4年度上半期の交通指導取締り結果について

警察本部から、「本年、重点違反の合計は1万5,916件で前年を上回っているが、飲酒運転、横断歩行者妨害、信号無視の取締り件数は前年と比べて減少している。飲酒運転の検挙は、前年同期と比べ16件減少しているが、上半期の飲酒事故が増加に転じ、検挙の端緒が交通事故によるものが3割を超えていることから、下半期における飲酒運転の取締りを強化していかなければいけないと認識している。飲酒運転の取締りは、飲酒事故の分析に基づき夜間だけでなく日中や夕方の飲酒検問を実施した。現在のところ検挙件数の増加にはつながっていないが、飲酒検問の様子が新聞やテレビに取り上げられるなど、警察の活動を広報することにより、住民に安心感を与え、飲酒運転の抑止効果を高めている。また、横断歩行者妨害の取締りについては通学路を中心に推進し、信号無視の取締りは主要幹線道路における目立つ街頭活動と合わせて推進した。下半期の推進事項は、通学路における取締りに加え、夕暮れ時の高齢者の道路横断事故を防止するため、横断歩行者妨害違反の取締りを徹底するほか、可搬式オービスの取締りにより速度抑制を図るほか、飲酒事故の分析に基づいて、昼夜を問わず、飲酒運転を念頭に置いた取締りを推進する。また、各所属においてマイスターを中心とした職務質問等の活動を強化するとともに、マイスターから各警察官に知識や技能を還元することで、現認による検挙の向上に取り組む。下半期は、重傷、死亡事故が多発する傾向にあることから、引き続き、交通事故の発生状況を分析し、交通事故防止を目的とした効果的な取締りを計画的に推進していく。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「違反者を取り締まることは、すごく大事なことはあるが、取締りの一つの意味としては、取締りを見せることも非常に大きいと思っている。運転手が取締りを見て、心が引き締まるということもあると思うので、取締りを見せるということも意識して取り組んでいただきたい。」

→本部発言

「やはり警察がしっかりと検問等をしていることを見ていただくことで、地域の方々に安心感を与えると思うし、抑止効果にもつながると思うので、今後も継続して取り組んでいく。速度等についても、特に通学路における取締りが大事になってく

ると思うので、しっかりと取り組んでいく。」

《 委員発言 》

「警察はいつでも取締りをしているというメッセージは本当に大切だと思う。今日、路地で白バイとすれ違ったが、一般の方は、白バイは大きな通りぐらいしか走行していないという概念があると思うので、路地を走行するのも効果的だと思った。いつでもどこでもという発想も大事にしていきたい。」

■個別会議

○ 監察課

岩手県警察内部通報対応要綱の一部改正の説明、決裁

○ 総務課

公安委員会あて苦情の受理の説明、決裁

○ 運転免許課

免許取消等処分関係にかかる意見の聴取結果等の説明、決裁